

保育・教育施設における給付費の不正受給について

横浜市内の保育・教育施設において、運営費や人件費の請求に係る届出書類を実態と異なった内容で申請し、給付費を不正に受給していたことが判明しました。

当該施設の運営法人から実態に即した正しい内容での書類が再提出されたことを踏まえ、現在、不正に受給した給付費の返還を求めています。当該法人は、給付費の返還に応じる意向を示しています。

1 法人概要

法人名：学校法人 横浜二ツ橋愛隣学園
 所在地：横浜市瀬谷区二ツ橋町 144
 代表者：理事長 梅澤 忠実
 対象施設：幼保連携型認定こども園二ツ橋あいりん幼稚園

2 不正受給の期間及び返還額

期間：令和2年7月から令和5年3月まで
 返還額：54,166,450円（合計）

3 不正受給の内容

(1) 当該園は、既に退職した職員や勤務予定のない職員を勤務するものとして届け出ていたほか、実際の勤務時間よりも多く勤務するものとして書類を作成し、給付費を過大に請求していました。

	返還対象の加算 (減算)項目	説明	返還額 (合計)	年度別内訳		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	副園長・教頭配置加算	園長以外の教員として一定の要件を満たす副園長等を配置している場合の加算	442,000円	0円	0円	442,000円
2	学級編制調整加配加算	全ての学級に専任の担任を配置するため、利用定員の規模に応じて保育教諭等を一人加配するための加算	6,374,100円	0円	3,270,170円	3,103,930円
3	3歳児配置改善加算	3歳児及び満3歳児15人につき1人の保育教諭により実施している場合の加算	1,387,310円	0円	277,410円	1,109,900円
4	満3歳児対応加配加算	満3歳児6人につき1人の保育教諭により実施している場合の加算	219,360円	0円	219,360円	0円
5	チーム保育加配加算	国基準による必要な保育教諭等と他の加算等の数を超えて保育教諭等を配置している場合等の加算	9,276,860円	2,046,460円	5,370,930円	1,859,470円
6	年齢別配置基準を下回る場合の減算	国の配置基準を下回る場合の減算	309,360円	0円	0円	309,360円
7	栄養管理加算	栄養士の知識等を活用して食育等に関する継続的な活動を行っている場合の加算	446,360円	0円	90,200円	356,160円
8	職員配置加算	市基準の保育教諭配置を確保するための経費	15,891,000円	0円	5,106,770円	10,784,230円
9	保育者業務支援事業費助成	保育業務の負担軽減につながる取組等に対する助成	500,000円	500,000円	0円	0円
10	ローテーション保育教諭雇用費	代休等のローテーション保育教諭を確保するための経費	2,933,550円	1,468,800円	1,464,750円	0円
計			37,779,900円	4,015,260円	15,799,590円	17,965,050円

(2) 当該園は、障害児等の保育・教育に必要な保育教諭等を加配するための加算について、必要な職員数を配置していないにもかかわらず請求していました。

返還対象の加算 (減算) 項目	説明	返還額 (合計)	年度別内訳		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児等受入加算	障害児等の保育・教育に必要な保育教諭等を加配するための加算	8,657,800円	3,473,600円	4,262,900円	921,300円

(3) 当該園では土曜日は給食を提供していないにもかかわらず、開所日全てにおいて自園調理をしていることが要件となる加算を請求していました。

返還対象の加算 (減算) 項目	説明	返還額 (合計)	年度別内訳		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
食育推進助成	開所日全てにおいて自園調理をしている場合の加算	7,728,750円	2,058,750円	2,745,000円	2,925,000円

3 経緯

- 令和5年3月14日 不適切保育を含めた特別指導監査を実施。給付費請求に関するヒアリング調査や、徴収した出勤記録等を基に勤務実態調査を開始
- 5月16日 調査の結果、特別指導監査の指摘事項として不正受給を指摘、勤務実態に即して届出書類を再提出するよう指示
- 6月10日 運営法人から再提出された届出書類に基づき、返還額の算定作業を開始
- 7月19日 市による届出書類の最終確認が完了、返還額の確定
- 7月21日 運営法人に返還額を提示し、返還同意書の提出を指示
- 7月25日 運営法人から返還同意書が提出される。

4 当該園の状況

当該園では、給付費に関する届出等の請求事務を全て園長（兼法人理事長）が行っており、施設（法人）内のチェック機能が働いていませんでした。

5 当該法人に対する今後の対応

当該法人に対しては、今後給付費の速やかな返還を求めるとともに、子ども・子育て支援法第12条及び民法第704条に基づき加算金・利息についても請求していく予定です。

また、当面の間、当該園に対する指導を継続する中で、定期的な立入等により職員の勤務実績を確認するとともに、実態に即した適正な請求が行われているかどうかを確認していきます。

なお、当該園は令和2年7月1日に、幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行していますが、幼稚園型認定こども園当時の給付費受給状況についても、今後確認を行っていきます。

6 再発防止策

本件を踏まえて、全施設・事業所に対して、本事案に関する通知を送るとともに、高額な返還事例が出たことに関連して注意喚起等を行います。

お問合せ先
こども青少年局保育・教育給付課長 石田 登 Tel 045-671-0201